

会 議 録

会 議 名	平成30年度 東松山市いじめ問題調査審議会					
開 催 日 時	平成30年1月15日（火）			開 会	14時00分	
				閉 会	15時30分	
開 催 場 所	東松山市総合会館2階 201会議室					
会 議 次 第	1 開会 2 発令通知書交付 3 あいさつ 4 自己紹介 5 協議 (1)「東松山モデル『つなぐ』」概要及び進捗状況について (2)本市のいじめの現状について及び児童生徒の状況について (3)「東松山市いじめ防止等のための基本的な方針改訂版」について 6 その他 7 閉会					
公開・非公開の別	公開		傍 聴 者 数	0人		
非公開の理由 (非公開の場合)						
委員出欠状況	会 長	高山 剛一	出席			
	委 員	野村 恵子	出席			
	委 員	松本 武士	出席			
	委 員	山崎 晃史	出席			
	委 員	篠原 輝義	出席			
	委 員	星 光雄	出席			
事 務 局	教育長 中村 幸一			教育部次長 佐藤 高志		
	学校教育課長 澤田 一彦			指導主事 瀧澤 彰滋		

次 第	顛 末
1 開 会	事務局：学校教育課長 澤田 一彦
2 発令通知書 交付 あいさつ	中村教育長より、委員に交付 中村教育長
3 自己紹介	各委員・事務局（名簿順）
4 協 議	<ul style="list-style-type: none"> ・本審議会における会長の選出 委員の互選により選出、篠原委員より高山委員を指名（高山委員承諾） （議長：高山 会長） ・本審議会における会長の職務代理者の選出 会長より、山崎委員を指名（山崎委員承諾） ・今回の会議に係る議事録の確認を行う委員として、 篠原委員を指名（篠原委員承諾） （１）：（事務局から） 「東松山モデル『つなぐ』の進捗状況について」（報告） 本市では、一昨年８月に都幾川河川敷における大変痛ましい事件があり、二度とこのような事件を起こさないために、東松山モデル「つなぐ」を提唱し、全国、全県に発信をして、現在、全市・全庁をあげて取り組んでいます。 本会、「いじめ問題調査審議会」は、子供たちの健やかな成長を支えるための、「つなぐ」の一つとして位置づけられるものです。このことから、委員の皆様に対し、「つなぐ」の概要および進捗状況についてご報告をさせていただきます。 市、行政等の各機関、各部所は、それぞれが情報を持っています。 しかし、その情報について関係機関どうしで共有・連携・活用がされていなかったことが課題でありました。バラバラであった情報を互いに共有し、連携の強化を進めていくことが大切であると今回改めて確認することができました。 「学校・家庭・地域・関係機関」が、切れ目なく十分に情報を共有し合い、連携し合うことが、子供たちを犯罪から守り、健やかな成長を支えていくうえで何より大切であるということです。 そこで以上のような反省から、東松山市教育委員会では、未然防止・再発防止のための具体的な方策として、「東松山モデル『つなぐ』」を平成２９年４月に提

言・策定いたしました。

それぞれの組織が、子どもや保護者へ情報を提供するサポートの方法を、有機的に関連させて「つなぐ」ことができれば、切れ目のない支援になります。

このことから各々の立場でできる具体的な施策について、「つなぐ」仕組みを示したものです。

従って、持てる情報を各機関がともに共有し合い、家庭・学校・地域・行政機関・警察等が、相互に連携を強化していくことで、子供を犯罪から守り、健全な成長を支えるための組織をつないでいくことができます。

この「つなぐ」の特徴は、3点ございますが、その中の2点について紹介させていただきます。

一つ目は、「乳幼児期の子供・保護者への行政によるサポート」、「子供・保護者への地域の見守りによるサポート」「子供・保護者への保育園・幼稚園・学校によるサポート」です。この「3つのサポート」により問題の早期発見・早期解決がより可能となります。さらに『つなぐ』では、「子ども未来部・子育て支援課」が、リーフレット「知って安心子育てガイド」を作成し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない継続的な支援を行っています。また、このリーフレットで、憩いの場や相談窓口をお知らせしたり、様々な制度について案内をしたりしています。

その他にも、学校から子どもをとおして「チェックシート大丈夫?」「子育てこんなところに気をつけて」というリーフレットを保護者向けに配布しています。これは、不安になったら、いつでも相談ができるよう、よりよい環境づくりを進めていこうとするものです。

次に、特徴の2つ目について説明します。

情報連携、行動連携の確実な実施は、全体をコーディネートしていく窓口あるいはコーディネートをするための組織が、その連携の中心となって円滑に運営を推進していく必要があります。

例えば、学校に関して言えば、警察や医療機関等からは、「何かあったらいつでも連絡、相談をしてほしい」と言っていただくことがありますが、実際の学校現場では、同じ学校の担任・職員として、まず自分たちの力で「何とかこの生徒を立ち直らせたい、よくしたい」、「私たちの力で責任をもって最後まで指導、支援したい」という気持ちから、気が付けば悩むばかりで、解決の手段を見出せず結局は問題を抱え込んでしまっているという傾向がございました。この結果、関係機関との間に1枚、見えない壁が生じてしまっていたとも言えるのではないのでしょうか。

そこで東松山市教育委員会では、その壁を取り除き、平成29年4月からコーディネーター役として「生徒指導専門職員」を1名配置いたしました。この専門職員の方は、比企地区内の中学校校長をされていた方です。

「生徒指導専門職員」の業務内容は、市内の小・中学校や警察署を中心に巡回し、情報の把握、情報提供、学校への指導助言と支援、警察等、各関係機関との情報交換、情報共有、保護者からの相談対応などを行うことです。

「生徒指導専門職員」は、特に中学校を中心に活動をしてもらっています。SNSやLINEで、思っている以上に子供たちの行動範囲は広がっているのが現状です。市内の学校だけでなく、近隣の町や市の中学校にも積極的に足を運び、情報収集を行っています。

また、小学校については、生徒指導専門職員の他に、東松山市教育委員会に2名配置したスクールソーシャルワーカーが中心となって各小学校を巡回、訪問し、情報共有、情報連携、学校・子供・保護者からの相談対応を行っています。

学校における関係機関との連携の1つとして、

《「いじめ・非行防止ネットワーク連絡会」》というものがあり、

今年度は、東中学校、南中学校、北中学校の3校に設置されています。

実施の回数としては、年間2回～3回です。

主な参加者・構成メンバーは、

中学校区の小学校管理職、東松山市教育委員会の担当指導主事、市の子育て支援課の社会福祉士、川越児童相談所所長、東松山警察署生活安全課少年係長ならびに補導員、民生委員・主任児童委員、保護司、PTA役員、スクールサポーター、学校関係職員などです。

このネットワーク連絡会の内容としては、学校生活の様子についての共有や、課題のある生徒についての詳細な情報共有・情報交換、対応についての確認などを中心に行っています。

また、《「学校と民生委員・主任児童委員との情報交換会」》というものを市内の各小・中学校が毎年行っています。

この会議の回数は、年間1回～2回の実施となっています。

会議は、民生委員や主任児童委員さんと学校とで地域・家庭・子供についての情報共有、情報交換を行っています。

その主な内容は、

○学校から民生委員・主任児童委員等への情報提供

・配慮を要する子供、地域の協力を仰ぎたい子供、課題を抱えている

子供に関する学校での生活の様子や家庭の状況等についての情報提供など

○民生委員・主任児童委員から学校への情報提供

- ・子供や家庭の様子、通学班での登校の様子や通学路の危険個所について

○学校から民生委員・主任児童委員への依頼

- ・学校生活や登下校時における見守り活動
- ・保護者との相談活動 などです。

さらには、

「地域のネットワーク活動の推進」として、「東松山地区少年非行防止ネットワーク」というものがあります。

これは、東松山警察署管内の1市3町による「学校・教育委員会・行政機関・警察等」が持っている情報について、有機的に関連させ最新の情報を共有・管理しながら具体的な内容について協議をし、問題の早期発見、早期解決につなげていくためのものです。

具体的な活動の内容としては、

- ・東松山地区及びその周辺地区の少年非行情勢の共有
- ・各機関との情報交換による非行児童、課題のある家庭に対する連携・支援について
- ・地域の任意団体等と協議した見守り、パトロール及びキャンペーン活動について

などが主な内容です。

東松山市教育委員会から、昨年の12月までは生徒指導担当指導主事の私と「生徒指導専門職員」が毎月1回、今年度はふた月に1回開催されている東松山警察署での会議に参加しています。

これらの取組をもとに、これまで以上に連携を強化し、子どもたちを犯罪から守り、健やかな成長を支え、「つなぐ」仕組を推進していきます。

また、「愛の一声運動」の取組についても、「子育て支援課」が中心となって、7月下旬から、9月中旬までの全16日間、18時から20時の時間帯を中心に東松山駅及び高坂駅周辺で青少年の非行防止パトロール等を行っています。市民のボランティアさんや中学生、PTAの皆さまにも、毎年、大変お世話になっています。本年度も、たくさんのご協力をいただき、啓発運動が実施できました。

その他、PTAの方々や地域の方々にご協力をいただいているものとしては、①日々の、あいさつ運動 ②登下校時の見守り運動 ③夏休み・冬休みなど、長期休業中におけるパトロール活動などがあります。

そこで、子どもたちの様子に少しでも変化が見られたり、直感でもいいので、いつもと比べてちょっと様子が違うなといったことがあったりした時には、すぐ

に学校でも、教育委員会でもどこでも構いませんので、連絡をいただき、情報共有が図れればと思っています。

連絡をいただければ、関係機関と共に迅速に対応を図ってまいります。関係機関、地域の方々の協力なくしては、犯罪等の未然防止、再発防止、子供たちの健全育成は成しえないと思っています。

最後になりますが、このモデルは、まだまだ完成されたものではありません。

すでに動き出しているものもありますが、庁内の組織を今後もより一層束ね、より具体的に対策を講じていきながら、油断することなく進めていく必要があります。

子供を取り巻く関係機関のそれぞれが主体となり、「共有」と「連携」を一層強化し、「二度とこのような事件を起こさせない」という強い自覚のもとに、子どもたちの健全育成にこれからも誠心誠意努めてまいります。

この場にいらっしゃる皆さまにも、この「東松山モデル『つなぐ』」のもと、これからも多大なる、ご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

(委員からの意見・質疑応答)

【篠原委員】今の事務局からの説明について民生委員の立場からお話をさせていただきます。

① 子供や家庭の状況を把握することが困難になってきているとありますが、クラブ活動、塾等の習い事、学童などにより、子供を外で見かけない、子供が少なくなっているなどから民生委員との接触が図りづらくなっているものと考えられます。

② 民生委員と学校との情報交換会、これは発足して3年目になりますが、出せる限りの情報はこちらからも出して共有を図っています。今のところ、私の担当する地区で言えば、それほど大きな問題にはなっていないというのが現状です。

【星委員】少年補導の件については、各学校の方にもフィードバックしていますか。また、警察から毎回、会議の度にそういった詳細情報をもらっているということですか。

【瀧澤】はい、いただいております。それを受けて学校にも情報共有を図るなど、フィードバックをしながら、迅速に対応を図っています。

【山崎委員】連携の重要性ということで、情報が明確に途切れないで、子育て

期から小学校、中学校へとつながっていくようにコーディネートしていく必要があると思います。また、いじめの問題の背後には、多様な発達の問題、養育機能の問題、学習不振の問題などの様々な背景があります。ここで、仕組みをつくったからには、実際に気になる子供一人一人について必要な支援ができていくのかどうかという検証を各部署が集まった際によくしておいた方がいいのではないかと考えます。

(2) : (事務局から)

「本市のいじめの現状および児童生徒の状況について」 (報告)

平成23年度から平成29年度まで、過去5年分の国・県・市における「いじめの認知件数および解消率」を示した表になります。

これらは、毎年、全国の小・中学校で統一して行っている「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の、「いじめ」に関する調査結果をまとめたものです。「いじめの認知件数」は、国・県ともに年々、増加傾向にあります。これは、「いじめ防止対策推進法」が平成25年に施行となり、それに伴って、いじめの定義やいじめの態様が改められて示されたこと。また、いじめに対する教職員の理解や意識が高まってきていることの表れであると考えられます。

本市の方は、昨年度の「いじめの認知件数」が減少してはいますが、今年の3月に市内の各小・中学校の生徒指導主任が集まる研修会の場で、改めて法や基本方針に則って、忠実に件数をあげてもらいたいと指導・依頼をしてあります。その結果、今年度については、12月末日時点で、昨年度比にして小学校は3倍以上の件数、中学校も2倍以上の件数があがってきております。

一方で解消率ですが、これは国・県・市ともに下がっているのがおわかりになるかと思いますが、これは、いじめにおける解消の定義が、昨年度明確に示されていて、そのために下がっているものと考えられます。解消の定義にあたる2要件については、1つ目に、いじめの止んでいる状況が3か月以上続いていること。2つ目に、そのことについて必ず本人ならびに保護者に、継続的に確認をとること。とされています。それをふまえての結果として、解消率の減少に至っていると考えられます。

また、毎月、県教委から発出されている「ネットトラブル注意報」を各学校に提示し、SNS等による被害の未然防止にも努めていただいております。

次に、「本市の児童生徒の現状」ですが、現在、非行問題に関しては集団化し緊急を要する学校というのはございません。全体的には、小学生・中学生ともに落ち着いている状況にあると言えるかと思いますが、その一方で、不登校または不

登校傾向の児童生徒、発達障害、発達障害傾向の子供が増加しているのも課題であり、現状であります。それについては、関係機関や関係各課と連携を図りながら、家庭・地域とともに支援をしていく必要があると考えられます。

児童生徒の校内における暴力行為については、一部の学校ではありますが、報告があげられてきています。また、東松山警察からの情報によれば、小・中学生の補導件数は昨年度と比べて激減しています。いずれにしましても、今後も警察をはじめ、各関係機関やこのような場、市役所全庁でも情報共有・情報連携を強化して、対応していきたいと思っています。 協議事項2については、以上です。

(委員からの意見・質疑応答)

【篠原委員】いじめの認知件数が、小学校で3倍ほどになったという説明がございましたが、調査対象が変わったといったことはありましたか。

【瀧澤】調査対象自体は、変わっていません。国から法律等で示されている定義や事例について改めて調査に入る前に指導し、理解をしてもらったうえであげていただいた結果、大きく認知件数が上がったということになりました。

【篠原委員】それであれば、平成28年度までは適切にそういった法律等の定義に則って調査がされていなかったということですか。

【瀧澤】はい、そういう学校もありました。そこを今回は何度も指導を入れて改善し、認知件数を正確に出していただきました。

【星委員】今回、認知件数が大幅にあがったということは、とてもいいことだと思います。いじめは、必ずどこにでもあります。それを前提として、しっかりと調査し、件数を多くあげていただくということは大変重要なことです。

(3) : (事務局)

「東松山市いじめ防止等のための基本的な方針改訂版」について、説明します。

これは、平成29年10月に国や県の改訂版をもとに、本市改訂版として、各小・中学校に示したものです。改訂箇所については、赤字ならびに下線部によって、示しています。

改訂の内容につきましては、9頁から10頁で、「いじめを、必ず学校全体の組織で情報を共有し、取り組むこと」を示しています。

また、11頁から12頁で、「いじめの解消の定義について、新たに、本人および保護者が、3か月以上いじめのない状態が続いているという判断をしていること：要確認・要了承」を示しています。

さらには、13頁において、「学校は、詳細な調査をすることなく安易に『い

<p>5 その他</p>	<p>じめはなかった』という判断はしないこと」を示しています。</p> <p>主な改訂内容については、以上です。</p> <p>(委員からの意見・質疑応答)</p> <p>【星委員】先生方は忙しい。忙しいがゆえに対応がしきれないこともどうしてもあると思います。それだけにマンパワーの必要性を改めて感じています。必要に応じて、警察等の力も借りるといこと、いじめに係る組織の力を集結して対応することが大事であるということです。</p> <p>(事務局)</p> <p>平成31年度についても、特に重大事案に相当するような事案がなくても、本審議会の開催させていただく予定であります。</p> <p>次年度も、委員の皆様方には、貴重なご意見等をいただきながら、いじめの未然防止、早期解決、解消を図っていければと思っております。そして、本市のいじめの現状が少しでも改善され、子供たちの明るくキラキラした笑顔がいつばいに広がっていくことを願っております。</p> <p>委員の皆様におかれましては、ぜひ次年度も、本審議会にご参加をいただきまして、本市のいじめ問題についての協議をしていただければと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>7 閉会</p>	<p>事務局：学校教育課長 澤田 一彦</p>
<p>上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。</p> <p>平成31年 2月 12日 署名委員 篠原 輝義</p>	